

清掃業務仕様書

I 業務概要

1. 件名 西志津ふれあいセンター清掃業務
2. 履行場所 佐倉市西志津4丁目1番2号
3. 履行期間 令和 年 4月1日 ~ 令和 年3月31日
4. 業務仕様
 - (1) 本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房 庁営繕部平成30年制定）」（以下「共通仕様書」という。）による。
5. 一般的事項
 - (1) 受託者は作業要員を適正に配置し、委託者の業務に支障のないよう能率的に作業を行うこと。
 - (2) 作業要員の服装は統一し、来館者へ不快感を与えない服装を心がけるとともに、受託会社名、作業見分けを容易にすること。
 - (3) 受託者は、作業実施の内容を記載した日誌を提出し、委託者の承認をうけること。
 - (4) 受託者は、必要なすべての各種名義の届出及び変更手続き等は、委託者の業務に支障のないよう、遅滞なく契約金額の範囲内で履行する。又、契約が解消した時は、委託者の業務に支障がないようすみやかに次の受託者に引継ぐものとする。なお、提出後はただちに委託者に対し報告する。
 - (5) 業務責任者は、次のいずれかの資格等を有する者を配置する。
 - ・清掃作業監督者
 - ・ビルクリーニング技能士
 - ・建築物環境衛生管理技術者
 - (6) 受託者は、契約の履行について、業務を第三者に委託し、または請負わせてはならない。
 - (7) 清掃場所の特性を十分に把握のうえ、資機材の機能を熟知した者が最適な資機材及び方法で作業を実施すること。
 - (8) 清掃場所の使用状況及び機能に応じた方法で作業を実施するとともに、施設の設備、備品等を破損しないよう十分留意すること。なお、施設の設備、備品等のき損を発見した場合は、遅滞なく委託者に報告すること。
 - (9) 作業は静粛に行い、移動した椅子及びその他の什器は全て元の位置に戻すこと。
 - (10) 日常清掃にあつては、施設の利用状況を把握して適時作業を実施すること。
 - (11) トイレットペーパー・水石鹸等の衛生消耗品、清掃に必要な資機材の調達は受託者が行う。
 - (12) 資機材、衛生消耗品の保管場所及び作業員控室は委託者の指示した場所による。
 - (13) 資機材及び衛生消耗品は品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、適切な管理及び保管場所管理及び保管場所の整理整頓に努めること。
 - (14) 清掃中、臨時に新たな清掃が必要となった場合には、その旨を委託者に報告し、指示を仰ぐこと。
 - (15) 契約締結後、すみやかに清掃日程を作成し、委託者の承認を得ること。

II 業務内容

1. 日常清掃

- (1) 清掃日時 午前8時～午後4時
第2・4月曜日と年末年始（12月28日～1月4日）を除く全日
- (2) 清掃面積 別紙1「清掃面積一覧」による。
- (3) 清掃内容 別紙2「清掃作業実施要領」による。
- (4) 備 考
 - ① 図書館部分のうち、来館者が利用する部分については、午前9時開館前に終了すること。また、利用の状況に応じ、適切な時間に清掃できるよう、委託者の指示を仰ぐこと。
 - ② 建物外部清掃のうち、構内通路・屋上テラスについては、植栽部分以外に生えた苔、雑草類の簡易な除去を含む。
 - ③ 建物外部清掃には、夏季・乾季における散水ホースを使用した簡易な植栽への散水と降雪時における人力による簡易な除雪作業を含む。

2. 定期清掃

- (1) 清掃日時 月1回 毎月第4月曜日の午前8時30分から午後5時
弾性床・フローリングの剥離清掃一年1回／繊維床の洗浄一年1回
- (2) 清掃面積 別紙1「清掃面積一覧」による。
- (3) 清掃内容 別紙2「清掃作業実施要領」による。

3. ガラス清掃

- (1) 清掃日時 年3回 原則として第4月曜日の午前8時30分から午後5時
- (2) 清掃面積 1294㎡
- (3) 備 考
 - ①作業日程については、予め委託者と協議すること。
 - ②作業にあたっては、安全への配慮を十分行うこと。

4. 施設の概要

- (1) 構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
地下1階 地上3階建
- (2) 敷地面積 2,999.56㎡
- (3) 建築面積 1,933.46㎡
- (4) 延床面積 5,122.41㎡
- (5) 落成年月 平成7年3月（平成7年7月開館）
- (6) 主な施設 地下1階：駐車場 地上1階：図書館・市民サービスセンター
地上2階：ふれあいセンター・ルームさくら（旧適応指導教室）
地上3階：機械室

III 支払条件

受託者は、各月の業務を終了するごとに報告書を提出し、検査に合格した後、委託者に対し委託料の支払いを請求するものとする。

清掃面積・周期一覧

西志津ふれあいセンター(志津図書館、西志津サービスセンター含む)

★印:年1回の剥離清掃部分

階	室名	仕上材		対象業務							面積 (㎡)	清掃 面積 (㎡)	除外面積 合計 (㎡)		
		床仕上げ	種別	日常清掃(床)		日常 巡回	ごみ 収集	流し 台	日常清掃(床以外)					定期 清掃	
				除塵	部分 水拭き				その他	その他の内容					
B1階	EV内部	ビニール床タイルA	弾性床	1/日	1/日				1/日	拭き(手すり、鏡、操作盤等 金属部分側溝)	1/月★	1.96	1.96		
	EVホール	ビニール床タイル	弾性床	1/日	1/日						1/月★	22.5	22.5		
	廊下	ビニール床タイル	弾性床	1/日	1/日						1/月★	12.67	12.67		
	階段(駐車場-1階)	ビニール床タイルA	弾性床	1/日	1/日				1/日	拭き(手すり)	1/月★	12.46	12.46		
1階	風除室	御影石	硬質床	1/日	1/日	1/日			1/日	除塵(フロアマット・什器備 品)、拭き(扉ガラス・金属部 分)	1/月	15.6	15.6		
	アトリウム	御影石	硬質床	1/日	1/日	1/日			1/日	除塵(フロアマット)拭き(金属 部分)	1/月	163.56	163.56		
	ブックポスト室	長尺塩ビシート	弾性床	1/日	1/日						1/月	10.6	10.6		
	ロッカー(1)(2)	御影石	硬質床	1/日	1/日				1/日	除塵(ロッカー扉・上部)	1/月	9.6	6.86	2.74	
	市民サービス センター	タイルカーペット	繊維床	6/週			1/日		1/日	拭き(自動扉ガラス・金属部 分)		98.66	95.07	3.59	
	図書館開架フロア	天然木フローリング	弾性床	6/週			1/日				1/月★	1144.52	936.9	207.62	
	おはなし室	ジュウタン敷	繊維床	6/週							1/年 洗浄	30.98	24.66	6.32	
	ワークルーム	タイルカーペット	繊維床	6/週			1/日				1/月	109.19	96.07	13.12	
	流し台コーナー	長尺塩ビシート	弾性床	6/週			1/日				1/月★	3	3	0	
	BM車庫	コンクリート	硬質床						1/日	入り込んだ落ち葉等の除去			39.87		
	BM書庫	長尺塩ビシート	弾性床	6/週							1/月★	22.08	20.96	1.12	
	通用口玄関・廊下	御影石	硬質床	1/日	1/日				1/日	拭き(扉・金属部分)	1/月	32.32	32.32	0	
	警備員室	長尺塩ビシート	弾性床	1/日	1/日						1/月★	11.04	8.92	2.12	
	湯沸室	長尺塩ビシート	弾性床	1/日	1/日		1/日	1/日			1/月★	3.22	2.91	0.31	
	便所	磁器質タイル貼り	硬質床	1/日	1/日 *全面水 拭き	1/日			1/日	部分拭き(扉、便所へだて)・ 拭き(洗面台・鏡)・洗浄(衛 生陶器)・補充(衛生消耗 品)・汚物収集(汚物容器)	1/月	48.3	48.3		
	階段(1階-2階・利 用者用)	ジュウタン敷込	繊維床	1/日					1/日	拭き(手すり)	1/年 洗浄	15.54	15.54		
	搬入口通路	長尺塩ビシート	弾性床	1/日	1/日						1/月★	4.42	4.42		
	階段(1階-2階・事 務室側)	長尺塩ビシート	弾性床	1/日	1/日				1/日	拭き(手すり)	1/月★	35.2	35.2		
	2階	ホワイエ	ジュウタン敷	繊維床	1/日							1/年 洗浄	132.03	132.03	
		ホール	ブナ加熱圧縮フ ローリング	弾性床	1/日							1/月	204	204	
管理室		タイルカーペット	繊維床								1/月	24.33	24.33		
ギャラリー		ブナ加熱圧縮フ ローリング	弾性床	1/日	1/日						1/月	176.62	176.62		
会議室(1)(2)		タイルカーペット	繊維床	1/日							1/年 洗浄	107.65	107.65		
控室(1)(2)		ビニール床タイル	弾性床	1/日	1/日						1/月	42.07	42.07		
湯沸室(利用者用)		長尺塩ビシート	弾性床	1/日	1/日		1/日	1/日	1/日	厨芥収集	1/月★	3.4	3.4		
書庫1		長尺塩ビシート	弾性床								1/月★	20.15	20.15		
便所		磁器質タイル貼り	硬質床	1/日	1/日 *全面水 拭き	1/日			1/日	部分拭き(扉、便所へだて)・ 拭き(洗面台・鏡)・洗浄(衛 生陶器)・補充(衛生消耗 品)・汚物収集(汚物容器)	1/月	48.6	48.6		
ミーティングルーム		タイルカーペット	繊維床	6/週							1/月	109.08	101.33	7.75	
適応指導教室		ビニール床タイルA	弾性床								1/月★	68.43	68.43		
湯沸室		長尺塩ビシート	弾性床	1/日	1/日		1/日	1/日			1/月★	3.4	2.07	1.33	
更衣室		ビニール床タイル	弾性床								1/月	7.6	4.8	2.8	
個室便所		ビニール床シート	弾性床	1/日	1/日				1/日	拭き(洗面台・鏡)・洗浄(衛 生陶器)・汚物収集(汚物容 器)	1/月★	4	4		
廊下		ビニール床タイル	弾性床	1/日	1/日						1/月★	129.84	129.84		
保存書庫		ビニール床タイル	弾性床								1/月	141.98	141.98		
休憩室	畳	繊維床	1/日			1/日				1/月	19.72	19.72			
【外周部分】															
B1階	駐車場	-	-						1/日			734.25	734.25		
外周	構内通路	-	-						1/日			1066.1	1066.1		
2階	屋上テラス	-	-						1/月			102.2	102.2		
-	窓ガラス	-	-										1294		

仕 様 書

志津図書館閲覧用椅子清掃委託の実施にあたっては、本仕様書に基づき実施するものとする。ただし、本書に記載されない事項であっても、椅子清掃に必要と認められ、現場等の状況に応じて軽微なものは、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 事業の名称 志津図書館閲覧用椅子清掃委託
2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号
3. 期 間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
4. 業務の内容

志津図書館閲覧室設置の椅子の布地張り部分（ウレタンフォーム入り）について、真空掃除機で塵埃を除去した後、適正洗剤を使用しブラッシングを行う。高温スチームクリーニングを行った後、汚水を回収し、乾燥させる。著しい汚れは染み抜きを行う。

種 別	仕 様	台 数	周 期
児童用閲覧椅子	1人がけ 肘なし小	18	1/3年
成人用閲覧椅子	1人がけ 肘なし大	81	1/3年
リスニングソファー	2人がけ	4	1/年
ソファー	2人がけ 背裏有	4	1/年
窓下ソファー	3人がけ 固定	2	1/年
R型ソファー	4人がけ 固定	1	1/年
ラウンド型ソファー	10人がけ 固定	2	1/年

植栽（樹木）管理業務委託仕様書

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンター植栽（樹木）管理業務委託

2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号

3. 期 間 令和 年4月1日 ～ 令和 年3月31日

4. 実施の日時

原則として休所日（第2、第4月曜日）で、委託者が指定する。

*雨天等で実施できない場合は、協議のうえ決定する。

5. 業務の内容

気候や、樹木の生育状況、特性を考慮しつつ、適切な管理を行うこと。

- ・ 灌木剪定 234㎡ 1回
- ・ 灌木消毒 234㎡ 必要に応じて
- ・ 灌木施肥 234㎡ 1回
- ・ 高木剪定 33本 1回
- ・ 高木消毒 33本 必要に応じて
- ・ 手拔除草 253㎡ 2回

6. その他注意事項

(1) 消毒について

「佐倉市有施設における農薬、殺虫剤等の薬剤使用に関する基本指針」を遵守し、薬剤の使用は必要最低限とすること。なお、例年の害虫発生状況は以下の通り

- ① 4月下旬～5月上旬（高木・灌木全てにアブラムシ大発生）
- ② 梅雨時（高木のアメリカ花水木に毛虫大発生）
- ③ お盆過ぎ～10月上旬（灌木の笹に毛虫大発生）

(2) 灌木剪定の時期

① 例年ツツジの花期～サツキ花期終了後すぐに、灌木剪定を行っている。

百合の花（3ヶ所を剪定しないように注意すること。）

② 玄関部分の笹については、笹の生長程度・外観を考慮したうえで、日時は別指定とする。（年1回） 伐採 白石を敷き詰め

③ 地下駐車場入り口横、ツツジ部分に防火水槽があるためツツジが邪魔にならないよう剪定すること。

(3) 施肥は、雑草除去後に行うこと。

(4) 生じたごみは適正に処理すること。

夜間施設維持管理業務委託仕様書

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンター夜間施設維持管理業務委託

2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号

3. 期 間 令和 年4月1日 ～ 令和 年3月31日

4. 業務の内容

(1) 業務を要する日及び業務の時間

休所日を除く夜間(休所日:第2・第4月曜日、12/28 から1/4)

午後4時30分から午後9時30分まで

(2) 業務内容

利用者の避難誘導、利用案内、巡回・指導、各室の準備及び片付け
機械操作、清掃、書類整理

(3) 業務日誌

業務日誌を作成し、委託者へ提出すること。

(4) 服装

常に清潔に保ち、業務に適合したユニホームを着用し、名札を付けること。

なお、ユニホームについては受託者の負担とする。

仕 様 書

本業務の実施にあたっては、本仕様に基づき実施するものとする。

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンタートイレ洗浄機器賃貸借
2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号
3. 事業の期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日
4. 賃貸借物件
 - ・トイレ洗浄機器 29個
(小便器用 10個、大便器用19個)
 - ・大型消臭器 3個
5. その他
 - ・契約期間中、良好な状態で使用することができるように年間最低6回芳香消臭剤及び洗浄剤の取替を行うこと。(特に、繁忙期の使用回数に対応処置を講ずること。)
 - ・芳香消臭剤については、化学物質過敏症の方の使用も想定し、人体への影響がないものを使用すること。
 - ・保守サービスの記録表を保守サービスのときごとに提出すること。

仕 様 書

本業務の実施にあたっては、本仕様にに基づき実施するものとする。

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンター清掃用具賃貸借
2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号
3. 事業の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

品名	サイズ	機能	色	設置場所	交換周期	数量
マット	120×180	防炎機能付 外用	グレー	1階正面玄関屋外用	4週間	1
マット	90×150	防炎機能付	グレー	1階正面玄関自動扉内(2枚)	4週間	2
マット	120×180	防炎機能付	グレー	2階正面玄関自動扉、地下駐車場入り口	4週間	2
マット	90×150	防炎機能付	グレー	ふれあいセンター前、図書館自動扉前(2枚)、1階トイレ入り口、職員通用口、市民センター入り口	4週間	6
マット	75×90	防炎機能付	グレー	玄関傘たて前、1階搬入口、図書館水のみ場、2階職員女子トイレ内、3F機械室前	4週間	5
はたき	コンピュータ用小型はたき				4週間	1
モップ	床掃除用			ギャラリー2 ホール3	4週間	5
モップ	手持ち用				4週間	3

警備業務委託仕様書

佐倉市(以下「甲」という。)と、受託者(以下「乙」という。)とは下記により業務を履行する。

(警備物件)

第1条 警備物件は、別表のとおりとする。

(警備業務)

第2条 乙は、警備計画書(別記)に基づいて、自動警報装置(以下「警報装置」という。)による警備を実施し、常に最良な警備業務を行うものとする。

(支払方法)

第3条 甲は、頭書の委託料を1ヶ月ごとに支払うものとする。

(設置機器)

第4条 乙は、警備計画上必要と認められる諸施設を次により設置する。

- (1) 警報装置及びこれに付帯する一切設備については、乙が設置し所有する。
- (2) 警備物件の増改築等により、既設の警報装置の移動、変更又は、追加等の必要が生じた場合は、甲は、乙に対し事前に通知するものとし、これに要する費用は甲乙協議して定めるものとする。

(警報装置の保守)

第5条 乙は、警報装置を常に正常円滑に運用できるよう十分に保守しなければならない。

(警報装置の取扱い)

第6条 甲は、警報装置の取扱いについて、過誤のないよう注意するとともに、故障が生じたときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

- 2 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに警報装置の点検を行い、その結果を甲に報告する。

(警報装置の撤去)

第7条 甲の都合による場合といえども、契約の解除等に伴い不要となった警報装置及びこれに付帯する一切の設備は、乙が撤去し現状に復するものとし、これに要する一切の費用は乙が負担する。

(補修費の負担)

第8条 警報装置に故障が生じた場合は、乙が直ちに修理を行うこととし、当該補修費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 保守の不備のために生じた故障、事故等については、乙が負担する。
- (2) 乙の工事、又は、自然に起因する理由で故障が生じたときは、乙が負担する。
- (3) 不法侵入者など犯罪行為による場合の破損等の損害については、乙が負担する。
- (4) 甲の故意、又は、重大な過失によって生じた故障の場合は、甲が負担する。

(警備結果の報告)

第9条 乙は、警備報告書を作成し、翌月の5日以内に報告するものとする。ただし、事故発生の場合は、当日甲に報告するものとする。

(警備業務の中断停止の報告、協議)

第10条 乙は、天災その他乙の責に帰しがたい理由によって、警備業務を続行することができなくなったときは、甲に対してその事由をただちに報告し、指示を求めなければならない。

- 2 前項の乙の報告、又は、甲の都合により、警備業務を停止する必要がある場合、甲は、この契約の解除、又は、一定期間の停止について、乙と協議のうえ決定するものとする。
- 3 この場合における委託料は、委託料の月額をその月の日数で除して得た額に、その月に役務に提供した日数を乗じて得た額とする。

(損害賠償責任)

第11条 警備物件に生じた損害が、乙の責に帰すべき事由によるものであるときは、乙は甲に対し、損害相当額の賠償の責に任じるものとする。

- 2 乙が、この契約に基づく警備を実施中に、乙の責に帰すべき事由による第三者(甲の職員を含む。)に与えた身体及び財産上の損害については、乙が賠償の責に任ずるものとする。
- 3 前2項に関する賠償額の限度については、保険により次のとおりとする。
対人賠償1事故につき10億円、対物賠償1事故につき10億円とする。ただし、対人対物合算して1事故につき10億円を限度とする。
- 4 乙が警備中に第三者から危害を加えられた場合でも、甲は、損害賠償の責を負わない。

(その他)

第12条 この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙協議してこれを定めるものとする。

警備計画書

1. 警備対象

別紙のとおり

2. 目的

本業務は、対象物の火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、甲の施設物品の保全を図り、その業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3. 任務

- (1) 火災・侵入・盗難等の異常事態発生時の感知
- (2) 異常感知時における関係先への通報・連絡
- (3) 警備報告書及び事故報告書の提出

4. 警備方法

自動警報装置による機械警備

5. 警備基準時間

閉館後 ～ 翌朝 8 : 3 0

6. 警備実施時間

前記警備基準時間内において、警備対象が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。ただし、火災は24時間監視とする。

7. 警備仕様

(1) 警報装置

- ①警備対象で発生した異常事態を基地局へ自動的に通報する。
- ②警備に必要な適合機器の配置及び種類・数量は添付の機器設置図による。

(2) 基地局

警報受信装置を常時監視するとともに、警備員との連絡を保持する。

(3) 警備員

基地局との連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

8. 警備開始時における取扱い

- (1) 甲における取扱い

①甲の最終退館者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器の正常な状態を確認する。

②次に最終退館者は、最終出入口の施錠及び警報装置の操作を行い、ON(作動中)の状態にする。

(2) 乙における取扱い

基地局は、甲の最終退館者の警報装置の操作により自動的に標示されるON(作動中)の信号を確認し、警備を開始する。

9. 警備終了時における取扱い

(1) 甲における取扱い

甲の最初の入館者は、入館前に警報装置の操作を行い、OFF(解除)の状態にする。

(2) 乙における取扱い

基地局は、甲の最初の入館者の警報装置の操作により自動的に標示されるOFF(解除)の信号を確認し、警備を終了する。

10. 警備実施時間中における甲の臨時入館

原則として入館しない。ただし、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。

(1) 甲の臨時入館者は、警報装置を確実にOFF(解除)の状態に操作した後入館し、以後甲の責任において処理するものとする。

(2) 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

11. 異常事態発生時における乙の処置

(1) 警報受信装置により、甲の警備対象に異常事態が発生したことを感知したとき、乙は警備員を速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。

(2) 警備対象に到着した警備員は、異常事態の状況を確認後、基地局へその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報する。

(3) あらかじめ定められた甲の責任者又は緊急連絡先へ連絡する。

12. 事故報告

事故発生の際は、乙は甲の警備責任者に速やかに電話もしくは口頭で報告するとともに、後刻書面にて事故報告を行う。

13. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲・乙相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取扱い保管する。

14. 警報装置の保守点検

警備対象に設置された警報装置の機能については、乙は適宜保守点検を行う。

15. 緊急連絡先の指定

- (1) 甲はあらかじめ緊急連絡先を指定し、その名簿を乙に提出する。
- (2) 甲は緊急連絡先に変更がある場合は、遅滞なくその都度変更した名簿を乙に提出する。

16. その他

警備実施上、この警備計画書に定めのない事項については、その都度甲・乙協議のうえ、文書にてこれを定めるものとする。

17. 警備開始期日

警備開始は、令和 年 月 日からとする。

警報装置設置に係る仕様書

佐倉市(以下「甲」という。)と、受託者(以下「乙」という。)とは下記により業務を履行する。

1. 乙は契約後速やかに警報装置設置計画を甲に提出し協議する。
2. 乙は本業務委託のための警報装置を警備開始期日までに設置するものとする。
3. 前記の警報装置設置により、甲が契約する令和 年 月 日までの警備業務委託に係る警報装置が使用できなくなる場合は、乙は甲に連絡のうえ、使用できなくなった警報装置によるものと同様以上の警備を乙により行うものとする。

機械警備業務委託 機器一覧

機器につきましては、既設置の機器名としておりますので、同等の機器とおきかえて、施設に最も適した警備計画、積算等を行ってください。

RXコントローラ 1台
アナログ回線ユニット 1台
断線監視アダプタ 1台
フラッシュライト 1台
マグネットセンサー 10台
インフラレッドセンサー 24台
RXポインタ 1台
リレーボックス 1台
シャッターセンサー 2台
断線送信ユニット 1台
照度補正HVRカメラ 8台(取付台付き)
外付けDVDドライブ 1台
HVR用HDD250GB 1台
HVR用カメラ6台用ハブ 1台
HVR-デジタルー 1台
HVR専用17型モニター 1台
CCTV用ラック 1台
無停電電源装置 1台

火災受信盤 1台 志津図書館所有

施設機械警備業務特記仕様書

I. 業務概要

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンター施設機械警備業務委託
2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号
3. 期 間 令和 年4月1日 ～ 令和 年3月31日
4. 業務仕様：
(1) 本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部平成30年制定)」(以下「共通仕様書」という。)による。
5. 対象業務：本仕様書の対象業務は、次による。
 - ・ 機械警備業務（志津図書館、西志津市民サービスセンター、ルームさくら（旧適応指導教室）も含めた全館）

II. 共通仕様

1. 受注者の負担の範囲

業務の実施に当たり必要となる次の経費は、受注者の負担とする。

- ・ 制服、制帽、雨具
- ・ 護身用具（・ヘルメット・警戒棒・警戒杖・盾・防弾チョッキ）
- ・ 業務の実施に必要な什器備品
- ・ 寝具
- ・ 業務の実施に必要な外線電話等の使用料
- ・ 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の使用料

2. 業務関係図書

次の書類を作成し、定められた期日までに施設管理担当者へ提出する。

- ・ 警備計画書（令和 年 月 日まで）
- ・ 警備業務用機械装置の配置平面図（令和 年 月 日まで）

3. 業務の記録

次の帳簿書類を整備し保管する。

- ・ 警備日誌（月毎にまとめて完了報告書として提出のこと）
- ・ 鍵授受簿

- ・ 施設管理担当者との打合せ記録簿

4. 業務責任者

業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ・ 氏名 ・ 年齢 ・ 警備員名簿
- ・ 資格証書(写) ・ 受注者との雇用関係を証明する書類 ・

5. 緊急時の措置

緊急事態が発生した場合は、速やかに臨機の措置を講じ、施設管理担当者に連絡する。

Ⅲ. 特記仕様

【機械警備業務】

1. 警備用機械装置

警備用機械装置の機能は次によるが、別紙対象施設一覧表参照とし、施設に最も適した警備計画を行うこと

- ・ 建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能
- ・ 施設内への侵入者を感知し、表示する機能
- ・ 火災発生を感知する機能
- ・ 金庫盗難を感知する機能
- ・ 機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能
- ・ 警備の開始、解除の操作を行う機能
- ・ 基地局に異常等の信号を送信する機能
- ・ 一般公衆回線の断線を監視する機能

エレベーター保守点検業務委託仕様書

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンターエレベーター保守点検業務委託

2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号

3. 期 間 令和 年4月1日～令和 年3月31日

4. 事業の内容

エレベーターの運転機能を常に安全且つ良好に維持するため、1か月1回技術員を派遣すると共に常時遠隔監視により、適切な点検プログラム整備を行ない、運転状態における性能を総合的に判断し異常や不具合を発見した場合は、必要に応じて機器構成部品の修理・取替えを行う。

5. エレベーター装置の保守点検内訳

①油圧式乗用エレベーター (HPF-11-C060、3stops) (年12回)

地震及び火災管制運転装置

停電時自動着床装置

自家発管制運転装置

ICオートアナウンス

②油圧式貨物用エレベーター (HFU-1000-2S45、3stops) (年12回)

地震及び火災管制運転装置

停電時自動着床装置

6. 定期整備

(1) プログラム整備

装置の稼働状態に適応したプログラムによる整備を行う。

(2) 不具合対策

定期点検による不具合指摘事項の対策を行う。

7. 遠隔監視

24時間機器を遠隔監視し、異常や不具合発生時に迅速な出動、対策を行う。

(缶詰、起動不能、安全装置作動、電源異常、手制御機器の状態、制御用マイコンの状態
走行異常、ドア異常)

8. 定期点検、定期整備の対象

(1) 機械室関係

- ①パワーユニット ②ポンプ及び電動機 ③漏油回収装置
- ④受電盤、制御盤、信号盤 ⑤オイルクーラー

(2) 出入り口関係

- ①各階インジケーター ②各階ドア及びロック装置 ③各階押しボタン

(3) 乗りカゴ関係

- ①カゴ周り各機器及び非常止め装置 ②ドア開閉機構 ③運転盤
- ④外部連絡装置 ⑤停電灯

(4) 昇降関係

- ①主レール及びブラケット ②油圧ジャッキ装置、プーリー（スプロケット）
- ③ロープ（チェーン）、ガバナロープ ④各階ドア装置
- ⑤各界リミットスイッチ及び着床装置 ⑥テールコード ⑦緩衝装置取替え

9. 特別装置

(1) 故障対策

24時間出勤態勢を取り、不時の故障や事故に対し、最善の手段で対処する。

(2) 修理、取り替えの条件

装置危機に対し、必要と認められた場合は、修理又は取替えを行う。

I. 機械室関係

①パワーユニット

エア・プリーザー、ストレーナー、高圧ゴムホース、圧力計、カムスイッチ取替え、作動、取替え、圧力調整、バルブ取替え、方向制御、流量制御バルブ取替え

②電動機及びポンプ

巻線替、ベアリング類取り換え、オイルシール取替え

③受電盤、制御及び信号盤

リレー、計器類、コイル、抵抗類、半導体類、コンデンサー類取替え

④漏油回収装置

油量検出スイッチ、ポンプモーター取替え

II. 出入り口関係

ハンガローラ、ハンガロール、シュー関係、ドアクローザー取り替え

III. 乗りカゴ関係

運転盤関係ソケット及びスイッチ類、ドアマシン関係及びドアマシン位置、スイッチ、ドアハンガローラ、ハンガレール及びシュー関係、ガイドシュー又はガイドローラ、プーリー、カーライトの修理又は非常止め装置、非常スイッチ類、光電装置機構部品取り替え

IV. 昇降関係

テールコード取り替え、主ロープ（チェーン）、ガバナロープ、プーリー（スプロケット）及びスイッチ類、緩衝器、ベアリング取り換え、シリンダー部、グランド部、パッキン及びオイルシール、Oリング類取替え

V. その他

一般配線、配管、インターホン修理および取り替え、監視装置の修理、ドア等錆のペイントタッチアップ

10. その他

(1) 修理又は取り替えの条件

修理又は取り替えの範囲は油圧エレベーターを通常使用場合に当然生ずべき摩耗及び損傷に限る。所有者、管理者の不注意、又は不適當な使用管理によって生じた修理取り換えは含まない。

(2) 撤去品及び残材の処置

この仕様書に基づく作業によって発生する撤去品及び残材は、無償で引き取り、速やかに搬出する。

(3) エレベーターの関連設備のメンテナンス

一斉放送指令機能を有する集合インターホンなどエレベーター関連設備のメンテナンス（点検、整備）は含まない。

シャッター保守点検業務委託仕様書

シャッター保守点検の実施にあたっては、本仕様書に基づき実施するものとする。ただし、本書に記載されない事項であっても、シャッター設備の機能保持に必要と認められ、現場等の状況に応じて軽微なものは、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンターシャッター保守点検業務委託

2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号

3. 期 間 令和 年4月1日 ～ 令和 年3月31日

4. 保守点検対象及び台数 シャッター 9ヶ所

- ・SS2 図書館入口 (防火シャッター)
- ・SS3A 新聞雑誌コーナー (防火シャッター)
- ・SS3B 新聞雑誌コーナー (防火シャッター)
- ・SS4 新聞雑誌コーナー入口 (防火シャッター)
- ・SS5 BM車庫入口
- ・SS7 ギャラリー入口
- ・SS8 地下駐車場入口
- ・SS9 調整室 (防火シャッター)
- ・地下1階入口 (防火シャッター)

5. 業務の内容

(1) 点検項目

別紙 点検項目表のとおり。

(2) 内容

年1回、技術員を派遣して設備の点検、手入れ及び各部の調整を行い、かつ、不良個所を発見したときは、直ちに修理するものとし、常に善良な管理者の注意をもってその機能の保持に勤めること。

- ・保守業務に使用する部品等は、委託者が指定するものとする。
- ・故障発生連絡を受けたときは、技術員を速やかに派遣し、修理すること。
- ・保守業務に従事したときは、作業報告書を提出すること。

6. 修繕等の範囲

点検により消耗度の著しい部品等があった場合、交換調整を行う。

(但し、無償部品の範囲とする。)

シャッター保守点検項目表

種別		検査項目	
電 動 ・ 手 動 式 シ ャ タ ー	外 観	1	点検口の状況
		2	降不位置障害
		3	操作障害 (押ボタン)
	機 能	4	開閉機
		5	ブレーキ装置
		6	手動装置
		7	スプロケット、チェーン
		8	ロープ車、ワイヤロープ
		9	巻取シャフト、ブラケット
		10	スラット、吊元
		11	座板
		12	ケース、まぐさ、押車
		13	ガイドレール
		14	遮煙装置
		15	制御盤
		16	リミットスイッチ
		17	エマーゼン(安全)スイッチ
		18	押ボタンスイッチ
		19	配線(二次側)
		20	絶縁抵抗
	作 動	21	降下状況
		22	自重降下
		23	途中停止
防 災 機 能	外 観 ・ 機 能	1	ヒューズ装置
		2	手動閉鎖装置
		3	自動閉鎖装置
		4	連動制御器
		5	煙(熱)感知器
	作 動	6	ヒューズ装置連動
		7	煙(熱)感知器連動
		8	手動閉鎖装置

自動ドア保守点検業務委託仕様書

自動ドア保守点検の実施にあたっては、本仕様書に基づき実施するものとする。ただし、本書に記載されない事項であっても、自動ドア設備の機能保持に必要と認められ、現場等の状況に応じて軽微なものは、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンター自動ドア保守点検業務委託
2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号
3. 期間 令和 年4月1日～令和 年3月31日
4. 保守点検対象及び台数
自動ドア 7ヶ所 (両引分け自動ドア 5ヶ所、片引き自動ドア 2ヶ所)
5. 業務の内容
 - (1) 年4回、技術員を派遣して設備の点検、手入れ及び各部の調整を行い、かつ、不良箇所を発見したときは、直ちに修理するものとし、常に善良な管理者の注意をもってその機能の保持に勤めること。
 - (2) 点検項目は点検項目表のとおり。
 - (3) 保守業務に使用する部品等は、委託者が指定するものとする。
 - (4) 故障発生の連絡を受けたときは、技術員を速やかに派遣し、修理すること。
 - (5) 保守業務に従事したときは、作業報告書を提出すること。
6. 修繕等の範囲
 - (1) 点検により消耗度の著しい部品等があった場合、交換調整を行う。
(但し、無償部品の範囲とする。)
7. 契約金額の支払い
 - (1) 契約金額の支払いは、年4回とする。

自動ドア保守点検項目

保守区分		点検項目
ドア・サッシ部	建具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損傷 ・ 変形 ・ 異音 ・ 扉の無目の隙間 ・ 扉とガイドレールの隙間 ・ 扉と方位との隙間 ・ ガイドレール内の異物 ・ ステッカーの損傷
懸架部	ハンガーレール	・ 汚れ ・ 締結 ・ 摩耗
	吊り戸車	・ 汚れ ・ 締結 ・ 損傷 ・ 摩耗
	踊り止め	・ 隙間 ・ 摩耗
	ストッパー	・ 締結
動力作動部	手動開閉	・ 手動開閉
	モーター本体	・ 異音 ・ 締結 ・ 防振ゴムの損傷
	従道プーリー	・ 締結 ・ 損傷
	ベルト・チェーン	・ 締結 ・ 張り ・ 摩耗
制御装置	制御器	・ 開閉速度 ・ タイマー ・ ブレーキの作動状況 ・ 締結
	制御スイッチ	・ 検出スイッチの締結 ・ 作動状況
	電源スイッチ	・ 作動状況
検出装置	センサー	・ 検出感度及範囲 ・ 締結 ・ 検出面の汚れ ・ 損傷
	安全用センサー	・ 安全用センサーの作動 ・ 締結 ・ 損傷
電気回路	総合動作	・ 通常開閉動作 ・ 反転動作
	電線	・ 支持 ・ 接続 ・ 被覆の亀裂
	電源電圧	・ 確認
	絶縁抵抗	・ 確認

電話設備保守点検業務委託仕様書

電話設備保守点検の実施にあたっては、本仕様に基づき実施するものとする。ただし、本書に記載されない事項であっても、電話設備の機能保持に必要と認められ、現場等の状況に応じて軽微なものは、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンター電話設備保守点検業務委託

2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号

3. 期間 令和 年4月1日 ~ 令和 年3月31日

4. 保守点検対象及び台数

- ・電話主装置RXL（内線48回線）及びバッテリーボックス
- ・電話機 23台

5. 業務の内容

- ・2ヶ月に1回、技術員を派遣して設備の点検、手入れ及び各部の調整を行い、かつ不良個所を発見したときは、直ちに修理するものとし、常に善良な管理者の注意をもってその機能の保持に努めること。
- ・保守業務に使用する部品等は、委託者が管理するものとする。
- ・故障発生の際の連絡を受けたときは、技術員を速やかに派遣し、修理すること。
- ・保守業務に従事したときは、作業報告書を提出すること。

6. 工事または修繕等の範囲

次に該当する工事または修繕等を除く保守点検業務に必要な経費は、すべて受託者が負担するものとする。

- (1) 主要機器の移転または変更もしくは増設。
- (2) 電話機等の移転または増設。
- (3) その他受託者の責めによらない理由によって発生した故障・破損等の復旧。

音響設備点検業務仕様書

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンター音響設備点検業務委託

2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号

3. 期 間 令和 年4月1日 ~ 令和 年3月31日

4. 業務の内容

業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき実施するものとする。ただし、本書に記載されない事項であっても、音響設備の機能保持に必要と認められ、現場の状況に応じて軽微なものは、契約金額の範囲内で実施するものとする。

5. 業務の詳細

点検業務に従事したときは、作業報告書を提出すること。

点検台数は、別紙1を参照。点検内容は、別紙2を参照。

(1)点検 1回/年

①インターホン呼出設備

②非常用放送設備

6. 故障時の技術者の派遣

故障等の場合は、技術者を派遣して設備の点検、手入れ及び各部の調整を行い、不良個所を発見したときは直ちに修理するものとし、機能の保持に努めること。

7. 修繕等の範囲

業務上必要な費用（簡易な修繕の消耗品材料費）は、すべて受託者の負担とする。ただし、受託者の責めによらない設備の破損若しくは老朽化による機器の更新又は交換の必要が生じた場合は、委託者と受託者で協議を行い、決定するものとする。

8. 支払条件

(1) 受託者は業務終了後に遅滞なく報告書を提出し、検査に合格した後、委託者に対し委託料の支払いを請求するものとする。

(2) 委託料の支払いは契約期間が満了したときとする。

点検対象機器一覧

保守点検内容	機器等	型番	台数
インターホン呼出	相互式親機12局点検	ナショナルVL-228	1
	インターホン用電源点検	ナショナルVL-712A	1
	ドアホン子機点検	ナショナルVL-228	2
	窓用表示機		1
	廊下灯点検	ナショナルVH-880B/12	2
	呼出子機点検	ナショナルVH-896FS	2
非常用放送設備	システム	パナソニックWL-7050	1
		パナソニックWL-7550	1
		パナソニックWR-850	1
		パナソニックWR-851	1
	(ワークルーム)	パナソニックWR-105	1

点検整備内容

設備	点検項目	詳細
年1回点検個所		
インターホン呼出	表示器類	P Lの断線、破損の有無
	電圧表示	計器の破損の有無
	スイッチ類	A C、電圧は規定通りか
	設置状況	破損、動作不良等の有無
	ヒューズ類	破損、断線の有無
	端子・プラグ類	しめつけにゆるみはないか
	子機の通話	各子機からの呼び出し通話は正常か
	親機の通話	親機からの呼出し通話は正常化か
	トイレ呼出子機	ボタン機能は正常か
	表示機	各窓表示は正常か
	廊下灯	ランプ点灯は正常か
	変形・破損	機器に変形、破損はないか
	通話機能	各インターホン通信のチェック
	トイレ呼出機能	トイレ呼出子機機能の操作を行い、警報音の動作とランプの点灯を確認後、復旧するか
	配線点検	端子のゆるみ、断線のチェック
非常用放送設備	増幅器点検	A C、電圧は規定通りか
	カピーカー回路点検	端子のゆるみ、信号線、導通のチェック
	スピーカ点検	音量、音質は適正か
	音量調節器点検	破損、動作不良等の有無
	常用電源点検	A C、電圧は規定通りか
	非常用電源点検	非常時に正常に動作するか。電圧は規定通りか
	マイク点検	各マイクからの音量・音質は正常か
	変形・破損	機器に変形、破損はないか

アトリウム屋根保守点検業務仕様書

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンターアトリウム屋根保守点検業務委託
2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号
3. 期 間 令和 年4月1日～令和 年3月31日
4. 業務の内容
 - (1) アトリウム屋根の点検・清掃（年2回）
対象：ガラス、サッシ、排水溝、防水シール部分
 - (2) アトリウム屋根の保守
5. その他
 - (1) 業務遂行中にガラス、窓等の破損、損耗を発見した場合は、遅滞なく委託者に報告すること。
 - (2) 業務上の連絡、その他の打合せを十分行うこと。
 - (3) 業務の実施にあたっては、安全への配慮を十分に行うこと。
 - (4) 屋根の形状、特性及び業務の内容を十分に把握している者が作業を行うこと。

舞台照明装置保守点検業務委託仕様書

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンター舞台照明保守点検業務委託

2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号

3. 期 間 令和 年4月1日 ~ 令和 年3月31日

4. 業務の内容

舞台照明装置の各機能を安全、正常な状態に維持するため、技術員を派遣し、適切な保守点検を行う。

5. 業務の詳細

(1) 点検回数 年1回実施（実施日は、別途協議する。）

(2) 点検項目

①調光装置

- ・主幹盤 1面 ・サイリスター調光器盤 1面
- ・照明操作卓 1面 ・舞台袖操作盤 1面

②負荷設備

- ・サスペンションフライダクト 1列
- ・アッパーホリゾントライト 1列
- ・650Wピンスポットライト（PTS付） 2台
- ・ボーダーケーブル 4本 1式
- ・ケーブルリール 9台
- ・負荷回路コンセント 26個 1式
- ・負荷回路絶縁試験 1式

(3) 実施内容

上記の項目について、点検、調整を行い、必要があれば修理を行う。

(4) 報告書の作成

点検完了後、報告書を1部作成、速やかに市へ提出し、検査を受ける。

6. 支払条件

受託者は業務終了後に遅滞なく報告書を提出し、検査に合格した後、委託者に対し委託料の支払いを請求するものとする。

舞台吊物幕類及び迫揚舞台装置保守点検業務委託仕様書

1. 事業の名称 舞台吊物幕類及び迫揚舞台装置保守点検業務委託

2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号

3. 期 間 令和 年4月1日 ～ 令和 年3月31日

4. 業務の内容

舞台吊物、迫揚等の各機能を安全、正常な状態に維持するため、技術員を派遣し、適切な保守点検を行う。

(1) 点検回数 年2回実施

(2) 点検項目

① 舞台等吊物機構

(点検項目)

- ・ 第一美術バトン ・ 巻き取り緞帳 ・ 第一サスペンションライト
- ・ 第二美術バトン ・ 第三美術バトン ・ アッパーホリゾンライト
- ・ 第四美術バトン ・ 第五美術バトン ・ 第六美術バトン
- ・ フライブリッジ(No.1 ・ No.2 ・ No.3 ・ No.4 ・ No.5)
- ・ 固定ブリッジ(吊ボルト増締め、清掃等)
- ・ 電動制御盤及び操作盤 ・ 音響反射板電動可変式 ・ 音響反射板手動可変式
- ・ アトリウム(第一バトン・第二バトン・第三バトン)
- ・ アトリウムバトン用電動制御盤及び操作盤

(点検内容)

- ・ 昇降モニター(注油・点検・リミット調整)
- ・ 幕類点検 ・ レベル調整
- ・ バトンバランス調整
- ・ 各吊物ワイヤークリップ増締め
- ・ 操作盤及び制御盤絶縁抵抗試験
- ・ 各モーター(絶縁抵抗試験)

② 迫揚舞台装置

(点検項目)

- ・ 迫揚舞台 10 枚(電動式昇降ステージ：A タイプ3 台、B タイプ7 台)

(点検内容)

- ・ 注油・点検・レベル調整・ボルト増締め・電気絶縁抵抗試験
- ・ 制御盤、操作盤点検整備

(3) 実施内容

上記の項目について、点検、調整を行い、必要があれば修理を行う。

(4) 報告書の作成

点検完了後、報告書を1部作成、速やかに市に提出し検査を受ける。

電動式椅子付移動観覧席保守点検業務委託仕様書

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンター電動式椅子付移動観覧席保守点検業務委託

2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号

3. 期 間 令和 年4月1日 ～ 令和 年3月31日

4. 業務の内容

ロールバックチェアスタンド及び連結椅子の引出、収納、椅子起立装置等の各機能を安全、正常な状態に維持するため、技術員を派遣し、適切な保守管理を行う。

(1) 点検回数 年2回実施

(2) 点検項目

① ロールバックチェアスタンド・RSCの保守点検

- ・ 本体外観点検
- ・ 組立接合部点検
- ・ 操作用スイッチ点検
- ・ 制御装置点検
- ・ 駆動装置点検
- ・ 起立装置点検
- ・ 配線ケーブル点検
- ・ 絶縁テスト

(3) 実施内容

上記の項目について、点検、調整を行い、必要があれば修理を行う。

(4) 報告書の作成

点検完了後、報告書を1部作成、速やかに市へ提出し、検査を受ける。

音響・視聴覚・映写保守点検業務委託仕様書

1. 事業の名称 西志津ふれあいセンター音響・視聴覚・映写設備保守点検業務委託
2. 事業の場所 佐倉市西志津4丁目1番2号
3. 期 間 令和 年4月1日 ～ 令和 年3月31日
4. 業務の内容
 - (1) 点検回数 年1回実施（実施日は、別途協議する。）
 - (2) 点検項目 別紙参照
 - (3) 実施内容
別紙点検項目について、点検、調整を行い、必要があれば修理を行う。
 - (4) 報告書の作成
点検完了後、報告書を1部作成、速やかに市へ提出し、検査を受ける。

音響調整卓 1 台		測定器を使用しての利得、歪率、S/N比の点検、イコライザ各ポイント可変量の点検、各切替スイッチ動作点検、各フェーダー、各種LEDの動作点検
効果機器卓—1		
① カセットデッキ	2台	ヘッド、ピンチローラ、キャプスタン軸等の清掃、入出力レベル、VUメーター指示の点検、録音、再生機能、その他各種機能の動作点検
② 接続コネクタ部	1面	接続状態点検
効果機器卓—2		
① CDデッキ	1台	ピックアップレンズ点検 再生、特殊再生の各種機能の動作点検
② DAT	1台	入出力レベル、VUメータ指示の点検 録音、再生機能、その他各種機能の動作点検
③ 接続コネクタ部	1面	接続状態点検
入力パッチ架		
① 入出力パッチ部	1面	入力ジャック部、出力パッチ部接続状態点検
② ワイヤレス受信機	1式	受信安定度の点検、ノイズ、歪み等の点検
③ マルチエフェクタ	1台	各機能の動作点検
④ トルビーサントプロセッサ	1台	入力レベル及び出力LED表示の点検、レーザーディスクソフト再生によるサラウンド出力の確認
⑤ インターカム親機	1台	親機・子機間での対話状態の点検 コールランプ及び呼出し動作確認
⑥ 電源制御部	1台	電源のON、OFF及び定格出力の確認
電力増幅架—1		
① ミキシングユニット	2台	出力の利得、歪、S/N比等の点検
② デジタルマルチプロセッサ	5台	各モードでの動作点検及びLCDの表示確認
③ グラフィックイコライザー	3台	ノイズ、歪み等点検、任意の周波数において可変状態点検
④ パターン制御パネル	1式	パターン制御の動作確認
⑤ ジャック部	1面	接続状態の確認
⑥ シグナルプロセッシングユニット	2台	入力レベル及び出力LED表示の点検
⑦ 電源制御部	1台	電源のON、OFF及び定格出力の確認
電力増幅架—2		
① 電力増幅器	7台	測定器を使用しての利得、歪率、S/N比の点検 出力表示ランプの動作点検
② ジャック部	1面	接触状態の確認
③ 出力制御部	1台	出力のON、OFF動作確認
④ 電源制御部	1台	電源のON、OFF及び定格出力の確認

電力増幅架-3		
① 電力増幅器	7台	測定器を使用しての利得、歪率、S/N 比の点検 出力表示ランプの動作点検
② ジャック部	1面	接触状態の確認
③ 出力制御部	1台	出力の ON、OFF 動作確認
④ 電源制御部	1台	電源の ON、OFF 及び定格出力の確認
スピーカー設備		聴感テストによりスピーカの音質(にごり、歪、雑音等)の点検 ①メインスピーカ 2 式 ②センタースピーカ1 式 ③ハネ返りスピーカ 2 台 ④ウォールスピーカ4 式 ⑤リアスピーカ 2 式 ⑥ステージスピーカ6 台 ⑦モニタースピーカ2 台
エアモニタマイク	2本	外観、コネクタ部、音質の確認、集音状態、取付状態確認
フロアコンセント	10箇所	マイク、スピーカを接続し、接触状態等の確認
インターカム機器 (子機、ヘッドセット)	一式	親機、子機間での通話状態の点検 コールランプ及び呼び出し動作確認
マルチパラボックス	2台	マイクを接続し、接触状態等の確認
マイクロホン	20本	外観・コネクタ部・音質の確認
ワイヤレスマイク	9本	送信安定度、ノイズ、歪等の点検
システム点検		システム全体の総合動作点検
映像送出架		
① モニターテレビ	1台	色あい、明るさ、フォーカス、S/N 比、直線性の点検、調整
② AV スイッチャー	1台	各スイッチ及び切替状態の確認
③ 操作パネル	1台	外観点検及びランプ表示の点検 モニター切替スイッチ等の選択動作及びスイッチ接触状態
④ ビデオデッキ	1台	テープ走行系クリーニング、各モード機能、動作状態確認
⑤ レザードィスクプレーヤー	1台	ピックアップレンズ点検及びスイッチの接触状態点検 再生、早送り、巻戻し等の通常再生及び特殊再生の動作点検
⑥ 映像分配器	1台	映像分配状態及び映像の減衰状態確認
⑦ 外部入出力コンセント	1	外部機器からの入出力状態の確認
⑧ 電源制御部	1台	電源の ON、OFF 及び定格出力の確認
16mm映写機	2台	フィルム走行系クリーニング及び各動作点検
V P 昇降装置	1式	ビデオプロジェクターの昇降状態及び駆動系点検
V P 昇降装置用制御盤	1式	昇降装置用制御盤の電気回路の点検

デュアルビデオプロジェクター	1式	それぞれの機器単体に対しフォーカス、コンバーゼンス等の画像調整 それぞれの機器単体に対しコントラスト、カラー、ブライト等の映像調整 それぞれの機器単体に対しレンズクリーニング及び異音等の有無を確認
ポータブルワイレスアンプ	2台	カセット部、テープヘッド、ピンチローラー、キャプスタン等テープ走行系クリーニング ワイヤレス部、送受信部、受信状態及びデットポイント点検及び外観点検
同上用ワイレスマイク	4本	外観点検及び送信状態点検
CDラジオカセット	1台	外観点検及びCD再生状態、ラジオ受信状態等機能点検 カセット部、テープヘッド、ピンチローラー、キャプスタン等テープ走行系クリーニング